

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地			
大阪情報ITクリエイター専門学校		平成15年4月1日	宮路 信美	〒 556-0011 (住所) 大阪府大阪市浪速区難波中1-6-2 (電話) 06-4397-2450			
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地			
学校法人大原学園		昭和54年4月7日	中本 每彦	〒 101-0065 (住所) 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-3292-6266			
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
工業	工業専門課程	情報工学科	平成22(2010)年度	-	平成28(2016)年度		
学科の目的	本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、情報工学及び情報技術並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	基本情報技術者試験(国家試験)の学習を通じて体系的かつ普遍的な基礎知識の習得が可能である。また、技術面ではPythonやJava等のプログラム言語の基礎学習に加え、各種フレームワークを用いた実務及びAWSを主体にしたクラウド技術を習得することが可能である。これらのスキルをもって希望職種への内定を目指す学科である。 中退率:3.0%						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	1,700 単位時間 - 単位	270 単位時間 - 単位	330 単位時間 - 単位	2,070 単位時間 - 単位	0 単位時間 - 単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)				
160人	147人	9人	6%				
就職等の状況	■卒業生数(C)		71	人			
	■就職希望者数(D)		39	人			
	■就職者数(E)		39	人			
	■地元就職者数(F)		31	人			
	■就職率(E/D)		100	%			
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		79	%			
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		55	%			
	■進学者数		24	人			
	■その他						
	家事手伝い						
(令和4年度卒業生に関する令和5年5月1日時点の情報)							
■主な就職先、業界等							
(令和4年度卒業生)							
旭情報サービス㈱、サントクコンピュータサービス㈱、その他情報処理業界							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		無				
	評価団体:	受審年月:	評価結果を掲載したホームページURL				
当該学科のホームページURL	https://www.o-hara.ac.jp/osaka/gakkou/joho/it/						
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)						
	総授業時数	1,700 単位時間					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	660 単位時間					
	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間					
	うち必修授業時数	0 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間					
	(B: 単位数による算定)						
	総授業時数	0 単位					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	0 単位					
	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位					
	うち必修授業時数	0 単位					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	0 単位					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		2人				
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		1人				
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0人				
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0人				
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0人				
	計		3人				
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		2人					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①卒業生の子な就業先である民間企業等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
- ②企業会計基準、会社法、各税法についての解釈論、改正動向や、企業での取り組みなどの教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置付ける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。

(エ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、就職本部、教務部長(課長)が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
宮路 信美	大原学園 大阪情報ITクリエイター専門学校	-	-
藤川 宏明	大原学園 大阪情報ITクリエイター専門学校	-	-
川上 讓司	大原学園 大阪情報ITクリエイター専門学校	-	-
山本 省二	大原学園 関西圏就職本部	-	-
長谷川 徹	株式会社 オーティエス	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	③
古川 佳和	大阪商工会議所 情報経営センター	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	③
豊田 充崇	和歌山大学	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	②
小柴 達美	産業能率大学	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	②

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「-」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月、11月)

(開催日時(実績))

第1回 令和4年08月04日 16:40～17:30

第2回 令和4年11月17日 16:20～17:00

第1回 令和5年08月03日 16:40～17:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

①コース別専門授業の導入

1月～7月にかけてコース別授業を行った。

システム開発コース、NWセキュリティコース、AIデータサイエンスコース

②国家試験はゼミ形式で実施

対象は基本情報技術者試験 ITパスポートはビジネス分野に移行した。

③外部研修への参加

AWS認定講師の権利を得るべくAWS主催の研修会、試験を通年で受講している。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

①工業分野における実習・演習は、企業等との連携の下、学内で行なう学習科目が多いことを考慮して、実習・演習の組立を行なう。

②企業等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。

③企業等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを企業等の実務の観点から評価を仰ぐ

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

職業実践の趣旨をご説明し、ご理解頂いたうえで協定書を締結し、授業の前に打合せを行い、授業方法や目標到達点、学生の習熟状況の評価など下記の4点について連携を行っている。

①実習授業内容構築へのサポート

②当該実習授業における評価ポイントの確認

③授業方法に関する教員への指導

④学生の学修習熟状況の評価

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
卒業制作Ⅰ	システム開発における企画立案、ユースケース図、ロバストネス図の作成について学ぶ	日東コンピューターサービス(株)
卒業制作Ⅱ	クラス図、テーブル設計、画面レイアウトなどについて学ぶ	日東コンピューターサービス(株)
卒業制作Ⅲ	システム開発におけるテスト仕様書の作成、及び実装	日東コンピューターサービス(株)

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。

「大原学園教職員研修規定」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示又は本人の意思により、下記に示した研修を公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。

①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修

②大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施

③学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。

「大原学園教職員研修規定」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示又は本人の意思により、下記に示した研修を公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。

①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修

②大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施

③学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発

(2) 研修等の実績	
① 専攻分野における実務に関する研修等	
研修名: サイバーセキュリティ研修	連携企業等: 大阪商工会議所
期間: 令和4年10月17日(月)	対象: サイバーセキュリティ担
内容: サイバー攻撃は災害! 被災地でみた当事者からのメッセージ 自然災害対策および新型コロナウイルス感染症対策版	
② 指導力の修得・向上のための研修等	
研修名: 生徒につなぐ活用実践 ～SSWに学ぶ「気づく力」～	連携企業等: 大阪府立学校人権教育研究会
期間: 令和4年7月27日	対象: 大阪府下の教職員
内容: 学生指導力向上の為、学生の困りの気づきや対応方法を学ぶ 児童生徒の抱える問題、保護者の抱える問題、児童生徒の困りを学校でどのように対応するかを学ぶ	
研修名: メンタル面で支援が必要な生徒への支援を考える	連携企業等: 大阪府立学校人権教育研究会
期間: 令和4年12月13日	対象: 大阪府下の教職員
内容: 困難な状況にある生徒を救済するために、臨床心理学科准教授から学ぶ。	
(3) 研修等の計画	
① 専攻分野における実務に関する研修等	
研修名: 情報セキュリティ(デジタルホレンジック)	連携企業等: 大阪商工会議所
期間: 令和5年11月2日	対象: 各種企業
内容: 消去されたデータの修復技術等、事例解析を交えて学ぶ	
② 指導力の修得・向上のための研修等	
研修名: 教職員のための指導力向上セミナー(発達障害)	連携企業等: NPO法人 燦然会
期間: 令和5年10月4日	対象: 大阪府下の教職員
内容: 発達障がい等のある生徒が安心して学ぶために	
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係	
(1) 学校関係者評価の基本方針	
当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、学校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる。	
(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応	
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	① 理念・目的・育成人材像は定められているか。 ② 学校の特色はなにか。 ③ 学校の将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	① 運営方針は定められているか。 ② 事業計画は定められているか。 ③ 運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④ 人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤ 意思決定システムは確立されているか。 ⑥ 情報システム化等による業務の効率化が図られているか。

(3)教育活動	<p>①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向付けられているか。</p> <p>②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。</p> <p>③カリキュラムは体系的に編成されているか。</p> <p>④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。</p> <p>⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。</p> <p>⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。</p> <p>⑦育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか。</p> <p>⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。</p> <p>⑨資格取得の指導体制はあるか。</p>
(4)学修成果	<p>①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。</p> <p>②資格取得率の向上が図られているか。</p> <p>③退学率の低減が図られているか。</p> <p>④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。</p>
(5)学生支援	<p>①就職に関する体制は整備されているか。</p> <p>②学生相談に関する体制は整備されているか。</p> <p>③学生の経済的側面に対する支援が全体的に整備されているか。</p> <p>④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。</p> <p>⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。</p> <p>⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行われているか。</p> <p>⑦保護者と適切に連携しているか。</p> <p>⑧卒業生への支援体制はあるか。</p>
(6)教育環境	<p>①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。</p> <p>②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。</p> <p>③防災に対する体制は整備されているか。</p>
(7)学生の受入れ募集	<p>①学生募集活動は、適正に行われているか。</p> <p>②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。</p> <p>③入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか。</p> <p>④学納金は妥当なものとなっているか。</p>
(8)財務	<p>①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。</p> <p>②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。</p> <p>③財務について会計監査が適正に行われているか。</p> <p>④財務情報公開の体制整備はできているか。</p>
(9)法令等の遵守	<p>①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。</p> <p>②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。</p> <p>③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。</p> <p>④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。</p>
(10)社会貢献・地域貢献	<p>①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか。</p> <p>②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。</p>
(11)国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

①退学率の低減

ご家庭と連携した指導を実現できるように、退学の兆候が発見された段階で、保護者等との連絡を密にしている。また、早期の段階で管理者含め指導に入るなど退学者の減少に努めている。

②教員の資質向上

年々学生の状況も多様化し、教員の学生指導に求められるスキルが高まっていることから、学園共通の教員研修への参加に加え、学生指導力に特化した研修の実施。更に、自部署以外の管理職・ベテラン教員による講義研修も実施を計画している。

③施設・設備・教育用具等の整備

常に最新レベルの実習授業環境の構築のため、最新PCへのリプレースおよび、ノートPC貸与、実習室内の改修工事を計画している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
長谷川 徹	株式会社 オーティエス	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員
八尾 一廣	株式会社MC企画	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員
山本 利彦	株式会社ディープラス	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員
西端 一晃	株式会社プロモ	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和5年10月20日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。
- ②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
- ③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	①学校の概要 ②目標・方針・特色 ③所在地、連絡先 ④学校の沿革
(2) 各学科等の教育	①カリキュラム、時間割、目指す資格 ②検定、資格取得・検定試験合格
(3) 教職員	①教職員数 ②教職員の専門性
(4) キャリア教育・実践的職業教育	①キャリア教育 ②実習・実技等 ③就職支援等
(5) 様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②課外活動
(6) 学生の生活支援	①完全担任制 ②就職教育
(7) 学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等
(8) 学校の財務	学園の財務状況公開
(9) 学校評価	学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	留学生の募集
(11) その他	各学科の担当教員紹介

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和5年10月20日

授業科目等の概要

(工業専門課程 情報工学科)																
No.	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			ITキャリアデザインⅠ	自己分析、自己PR作成	1後	30	1	△	○		○		○		
2	○			ITキャリアデザインⅡ	適性試験対策、面接トレーニング、業界時事	1後	60	2	△	○		○		○		
3	○			一般教養Ⅰ	漢字検定対策、教養知識を学ぶ	1前	30	1	△	○		○		○		
4	○			ITキャリアデザインⅢ	業界・職種・企業研究、就職活動	2前	120	4		○		○		○		
5	○			ITキャリアデザインⅣ	ビジネスマナー	2前	30	1	○			○		○		
6	○			IT基礎知識Ⅰ	基本情報技術者試験午前科目基礎	1前	90	3	○	△		○		○		
7	○			IT基礎知識Ⅱ	基本情報技術者試験午前科目応用	1前	90	3	△	○		○		○		
8	○			コンピュータリテラシー	Officeソフトの利活用	1前	30	1	△		○	○		○		
9	○			HTML/CSS	HTML、CSSを学習する	1前	30	1	△		○	○		○		
10	○			Linux	LinuxOSの理解、プログラムの実装	1後	30	1	△		○	○		○		
11	○			PythonⅠ	Python3の基本文法とプログラムの実装	1前	90	3	△		○	○		○		
12	○			PythonⅡ	Python3の高度な技術とプログラムの実装	1後	60	2	△		○	○		○		

13	○		データベース I	DDL、DMLとデータベース設計の習得	1後	30	1	△		○	○	○					
14	○		Pythonフレームワーク	Djangoを用いたフレームワークの習得	1後	120	4	△		○	○	○					
15	○		クラウド技術 I	Python3の基本文法とプログラムの実装	1後	60	2	△		○	○	○					
16	○		Java	Javaのプログラムの実装	1後	90	3	△		○	○	○					
17	○		アジャイル開発	アジャイル開発の基礎と開発演習	2後	30	1	△		○	○	○					
18	○		オブジェクト指向分析設計	オブジェクト指向による分析・設計	2前	90	3			○	○	○					
19		○	Javaフレームワーク	Javaサーブレットとサーバサイドプログラミングを学ぶ	1後	90	3	○			○	○					
20		○	データベース II	SQLの基本文法とリレーショナルデータベースの設計を学び、実装する	1後	60	2	○			○	○					
21		○	AIクラウドプログラミング	サーバレスコンピューティングの習得	1後 / 2前	60	2				○	○	○				
22		○	データサイエンス	フレームワークを使用したデータ分析	1後	90	3				○	○	○				
23		○	Javaシステム開発	Javaを用いたWebアプリケーションの開発	2前	120	4				○	○	○				
24		○	JavaScript	JavaScriptを用いたWebページを製作する	2前	60	2				○	○	○				
25		○	先端クラウドシステム開発 I	AIを活用したシステム開発を学ぶ	2後	90	3				○	○	○				
26		○	機械学習プログラミング	機械学習フレームワークを用いたプログラムを学ぶ	2前	90	3				○	○	○				
27		○	ディープラーニング	Pythonによるディープラーニングの実装	2前	60	2				○	○	○				

28	○	AIシステム開発 I	Keras、TensorFlowの習得	2 通 年	120	4			○	○	○		
29	○	AIシステム開発 II	TensorFlowによるAIシステムの構築	2 後	60	2			○	○	○		
30	○	卒業制作 I	企画立案、分析・設計	2 後	90	3			○	○	○	○	
31	○	卒業制作 II	分析・設計、実装	2 後	90	3			○	○	○	○	
32	○	卒業制作 III	実装、テスト	2 後	150	5			○	○	○	○	
33	○	開発総合演習 I	企画立案、分析・設計	2 後	90	3			○	○	○	○	
34	○	開発総合演習 II	分析・設計、実装	2 後	90	3			○	○	○	○	
35	○	開発総合演習 III	実装、テスト	2 後	150	5			○	○	○	○	
合計					35	科目		89 (2,670)	単位 (単位時間)				

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
(卒業の認定) 1. 卒業の認定は、修業年限以上在学し、1700時間以上を履修し、かつ定められた授業科目及び単位数(62単位)を修得し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。		1学年の学期区分	2期

<p>(試験等)</p> <p>1. 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出により評価する。なお、本校において必要と認めた場合に限り、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験を受験しなかった者に対して行う。再試験は試験等受験の結果、不合格になった者に対して実施する。</p> <p>2. 各授業科目の成績評価方法については別に定める。</p> <p>(学業成績)</p> <p>1. 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。(秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。)</p> <p>履修方法： 2. 授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりG P (Grade-Point) を与える。</p> <p>(単位の授与)</p> <p>授業科目を履修し、各科目の成績を判定のうえ、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。</p> <p>(他の大学、専修学校等における授業科目の履修等)</p> <p>1. 教育上有益と認める時は、校長の認めるところにより、他の大学、専修学校における授業科目の履修を、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2. 本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本校専門課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする。</p>	<p>1 学期の授業期間</p>	<p>22 週</p>
---	------------------	-------------

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。